

「ニューノーマル創出支援事業」の対象事業 を募集します

ニューノーマル創出支援事業は、「ストップコロナ！対策認定制度」の認定を取得した中小・小規模事業者が、新型コロナウイルスの時代に対応し、連携して取り組む新たなビジネスを支援する制度です。

令和3年度からは、事業者の皆さまの要望を踏まえ、補助対象にハード事業を加え、ニューノーマルの実現に向け、実施効果を高める制度となりました。

については、次のとおり対象事業を募集します。

1 対象事業者

「ストップコロナ！対策認定制度」の認定を取得した小売や飲食サービス業等を営む複数（3事業者以上）の県内中小・小規模事業者で構成するグループ

2 対象事業

新型コロナウイルス感染症を踏まえた上で行うニューノーマル創出に資する新たな取組に必要な経費であって、地域活性化に繋がる事業

3 募集期間

令和3年7月21日（水）～8月25日（水）

4 制度の流れ

- ①募集期間内に県へ申請書を提出
- ②申請のあった内容について審査会による審査を実施、採択事業を決定
- ③採択事業の交付決定、事業実施
- ④補助金の交付

5 昨年度からの変更点

- ①補助率の変更（3／4→2／3）
- ②補助対象事業の追加（ソフト事業のみ→ソフト・ハード事業が対象）

6 申請先・問い合わせ先

群馬県産業経済部経営支援課

〒371-8570 前橋市大手町1-1-1

電話：027-226-3342 FAX：027-223-7875

※事業の詳細、申請書の様式等は、以下の県ホームページでご確認ください。

http://www.pref.gunma.jp/06/g09g_00366.html

